

\*\*\*\*\*

平成 2 3 年 第2回臨時会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

平成 2 3 年 1 月 3 1 日

上富良野町議会

# 目 次

## 第 1 号 (1月31日)

議 事 日 程 .....	1
出 席 議 員 .....	1
欠 席 議 員 .....	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	1
議会事務局出席職員 .....	1
開会宣告・開議宣告 .....	2
諸 般 の 報 告 .....	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	2
日程第 2 会期決定の件 .....	2
日程第 3 議案第 1号 平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第9号) .....	2
日程第 4 議案第 2号 平成22年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号) .....	14
閉 会 宣 告 .....	15

## 第 2 回 臨 時 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成 2 2 年度上富良野町一般会計補正予算（第 9 号）	1 月 31 日	原 案 可 決
2	平成 2 2 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 2 号）	1 月 31 日	原 案 可 決

平成23年第2回臨時会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成23年1月31日（月曜日）

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 会期決定の件 1月31日 1日間

第 3 議案第1号 平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）

第 4 議案第2号 平成22年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）

出席議員（14名）

1番	岡本康裕君	2番	村上和子君
3番	岩田浩志君	4番	谷忠君
5番	米沢義英君	6番	今村辰義君
7番	一色美秀君	8番	岩崎治男君
9番	中村有秀君	10番	和田昭彦君
11番	渡部洋己君	12番	佐川典子君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
教育長	北川雅一君	会計管理者	新井久己君
総務課長	田中利幸君	防災担当課長	伊藤芳昭君
産業振興課長	前田満君	保健福祉課長	岡崎光良君
町民生活課長	中田繁利君	建設水道課長	北向一博君
技術審査担当課長	松本隆二君	教育振興課長	服部久和君

議会事務局出席職員

局長	野崎孝信君	主査	深山悟君
主事	新井沙季君		

午前 9時00分 開会  
(出席議員 14名)

開会・開議宣告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成23年第2回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

今臨時会は、1月28日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今臨時会に提出の案件は、町長から提出された議案第1号及び議案第2号の2件であります。

今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

10番 和田 昭彦 君

11番 渡部 洋己 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3 議案第1号

議長(西村昭教君) 日程第3 議案第1号平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(田中利幸君) ただいま上程いただきました議案第1号平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)の提案要旨について御説明申し上げます。

1点目は、昨年11月末に成立いたしました、国の第1次補正予算に盛り込まれました、きめ細やかな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金を財源とする事業実施に伴う補正で、交付金7,771万8,000円の交付を見込み、きめ細やかな交付金につきましては、公共施設等の修繕などを中心とした9事業、8,781万6,000円、住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、高齢者及び障がい者等の弱者対策や自立支援を中心とした7事業、1,749万8,000円、総体で16事業、総額1億531万4,000円に及び事業を実施しようとするものであります。

なお、このうち、高齢者世帯等住宅火災報知器設置事業ほか9事業、8,201万6,000円につきましては、年度内に完成が困難であることから、あわせて繰越明許費の設定をお願いするものであります。

2点目は、同じく国の第1次補正予算に盛り込まれました地方交付税の増額措置に伴いまして、本町分につきましては、普通交付税5,562万円が追加交付されることになったことから、増額補正をお願いするものであります。

3点目は、国の地域介護・福祉空間整備交付金を活用して、本町のNPO法人が東中地区に共生型福祉サービス事業所を整備することに伴いまして、所要の経費について間接補助を行うとともに、当該事業が年度内に完成が困難であることから、あわせて繰越明許費の設定をお願いするものであります。

4点目は、北24号道路排水路支線整備事業について、今般、防衛局と協議の中で事業費が変更になったことから、所要の経費を補正するものであります。

以上、申し上げましたことを内容として、きめ細やかな交付金等を財源として実施を予定する事業の一般財源分と普通交付税の増額分の差額について、予備費を一定額増額することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承お願い申し上げます。

議案第1号平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）。

平成22年度上富良野町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,055万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,680万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

10款地方交付税5,562万円。

14款国庫支出金1億2,493万8,000円。

歳入合計は、1億8,055万8,000円となります。

2ページをお開きください。

2、歳出。

2款総務費471万6,000円。

3款民生費3,743万8,000円。

4款衛生費1,000万円。

7款商工費2,508万2,000円。

8款土木費4,751万円。

9款教育費2,778万8,000円。

13款予備費2,802万4,000円。

歳出合計は、1億8,055万8,000円となります。

3ページに移ります。

次に、第2表、繰越明許費補正につきまして申し上げます。

冒頭申し上げましたように、きめ細やかな交付金事業、住民生活に光りをそそぐ交付金事業のうち、高齢者世帯等住宅火災警報器設置事業ほか9事業及び共生型事業施設整備事業について、現年度中の完了が難しいことから、合計11事業、1億1,201万6,000円につきまして、予算科目及び金額の追加設定をお願いするものであります。

以上、議案第1号平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 繰越明許費の補正のところの民生費、社会福祉費のところ、共生型事業施設整備補助事業3,000万円のところですが、この補助事業は、北見のNPO法人とむての森の事業所が、東中に新しく障がい者の自立に向けての施設を整備するということで、町としては間接的とはいえかかわって、今回3,000万円の内示があったということで、補助が出るということなのですが、ちょっと2点ばかり確認をさせていただきたいと思っております。

運営となりますと、コストが非常にかかりますし、軌道に乗るとなれば5年から10年ぐらいかかるのではないかと。そうすると、もし、万が一にも運営がうまくいかなかった場合、この補助金について、返還というのをしなければならないということになった場合には、事業所だけが返還するというでいいのでしょうか。町としても、計画者や事業に対する承知しているわけで、町としては、その辺はいかがなのかなのかどうか、ちょっとお尋ねしたいのと、それと、障がい者全体を考えた場合、ほかの障がい者団体のつばさの会、手をつなぐ親の会等、既にエクウエートととかあさひ郷に通っていらっしゃる人方との兼ね合いはどうなるのか。障がい者の人々に対する支援のバランスに差が生じないのか、この2点をお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 2番村上議員の御質問にお答え申し上げます。

議員の御質問のように、今回、国の介護・福祉空間整備交付金の採択を得まして、今回、通知が届いたということで、その準備を進めることとなります。

この運営面におきましては、やはり長期的に少しずつ力をつけていくということが重要になってきます。また、あわせて、障がい者の就労支援B型という自立支援法に基づきます事業の推進であります。利用者が、利用者というのは障がいを持つ方の、一定の障がいを持つ方がこういう就労、そして自立支援という進め方の中で、利用者が現在、とむての森が事業所で、なないろニカラが実質運営に当たっていますが、現在、中町の事業所におきまして

も、着実に利用者の増、力をつけてきているというふうに見ております。

そこで、今回の交付金、間接補助ということで、この共生型事業、レストラン、その他の経営というよりも、事業所として障がい者の自立支援に当たるということであります。そういった観点から見ますと、一定の利用者がおられまして、事業所として就労支援に指導をしていくという観点からは、安定的な利用者の確保が図られるというふうに思っております。

また、レストラン、その他の就労支援型の事業所としての運営でありますけれども、我々としても一つの事業所として、事業体として、我々行政とのかかわりの中で、十分適切な運営に当たってまいりたいというふうに思っております。

万が一に、想定は余りしたくはないところでありますけれども、立ち行かなくなったということが生じないように、また、このとむての森本体は北見市で同様の交付金を受けた事業を展開しておりますし、そういった意味での力を備える事業体であるというふうに確信をしているところであります。その交付金にあって、適切な使い方でないというようなことになりますと、返還という問題も生じてきております。その点では、そういったことのないように、我々としても十分指導、連携を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

また、他のつばさ会であるとか親の会等の障がい者団体についての支援はどうかということであります。保健福祉課としても、障がいを持つつばさ会の、これは親の方々でありますけれども、定期的な懇談を行っております。要望の強い部分については、来年度事業として展開するように、保健福祉課として取り組んでいるところでありますし、また、なないろニカラの事業所が、この方々を阻害するような、使えないという、利用できないということではございませんので、これらの活用も図っていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

5番米沢議員。

5番（米沢義英君） 10ページの財産管理費で、公用車の購入という形で、これは高齢者、あるいは障がい者のいろいろな日常的な相談に対応するというので、車を購入するというような予算計上をされておりますが、詳細については、これから高齢化の中で、日常的な生活が大変だということも含めた、いろいろな困り事相談という形で、当然、それに伴って人員の配置等も必要になる部分が出てくるのだろうというふうに思いますが、そういうもの

も含めたこの内容等について、わかれば知らせていただきたいというふうに思いますが、この点を含めてお伺いしておきたいと思っております。その目的ですね。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思っております。

今回の光交付金の充当の中で、一つ、こういった障がい者、高齢者等の相談充実に図るための車の購入でありますけれども、端的に申し上げまして、現状の老朽化している車の更新というふうにお願いをしているところでございます。そういった中で、これまで同様に高齢者世帯、あるいは障がい者の世帯におきます相談に、円滑な推進を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

また、人の配置の面につきましても、保健福祉課としても一つの充実案を持ちまして、強化を図りたいという構想を持ってございます。そういった面で、これからもこの点は、十分関係課と調整をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

4番谷忠君。

4番（谷 忠君） 民生費の中で、火災報知器の関係でちょっと御質問させていただきます。

今回、火災報知器の設置について申請事業と、あくまでも申請だというふうになっておりますけれども、これは役場のほうで申請用紙があって、そちらのほうへ出向いてくれということなのか。あるいは、例えば民生委員だとかそういう方々にお願いをして、そういう対象世帯について申請用紙を持って回るのか、その点1点確認をしておきたいということと、それから、何点が御質問をさせていただきたいのですけれども、今回の理由については、それぞれ今までに、例えば償還払いだとかそういったことで事前にこういった事業があって、既に終わった人、例えばワクチン接種だとか、そういう場合においては、事業を行政でやるといった場合に、既に終わっている方に償還払い制度を設けて対象として拡大をした経緯があるか、そういった点についてお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 4番谷議員の御質問にお答え申し上げたいと思っております。

今回、光をそそぐ交付金事業として、高齢者等の世帯に関しまして、火災警報器の設置事業を推進するものでありますけれども、お認めをいただきましたならば、この進め方については広報、それと防災無線等でPRをします。



また、消防との連携の中で、査察等で、この対象となる高齢者、おひとり暮らしの方、また、高齢者世帯に対しましてのこの設置の有無、それから手続等の用紙を配布する等を考えてございます。また、地域の民生委員の方々にもお願いを申し上げまして、ついていない方が漏れているということのないように、我々としても連携を持って進めてまいりたいというふうに考えております。

また、2点目の既に設置された世帯への対応につきましては、今回の考え方といたしまして、高齢者おひとり暮らし、または夫婦等の高齢者の世帯に対して、設置されていない方々の、あくまでも火災等からそういった世帯を守るというための設置でございます。既に設置された世帯についてという御意見も所管委員会等でいただきまして、持ち帰って検討いたしましたところでありまして、今回の我々の考え方といたしましては、全道的に多発しております、住宅火災等で高齢者が犠牲になるという事件が発生してございます。上富良野からそういった火災等による犠牲を出すことのないように、まず、設置されていない方というふうに重点を置きまして、今回は進めさせていただきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷 忠君） 自分の財産や命を守ることは、これは自己責任なのです。そのことについてはよろしいのですが、昨年、上富良野で22年度、12件火災や放火が発生しているわけでありまして。その中で、個人住宅で4件、これすべて火災報知器がついていないのです。自分の命や財産を守るのは自己責任だから、つけている人もいます。そういう人方、まさに光をそそぐ交付金でしょう。町長がいつもおっしゃっているように、隅々まで光が当たる行政をやりたいんだと、常日ごろこう言っているわけですよ。

自分の命を守ろうと思ってつけた人にはもういいんだと。そして、65歳以上は済んでも元気で活躍している人もおられるわけです。そして、5月30日までははずですよ、設置義務は。まだ期間があるからつけていない人もたくさんおられる。そういう人には、元気がよくても65歳以上は済んでもつける、これは交付金で出してあげるのだ。それは、公正な行政のやり方としては、多少、片手落ちではないかなと、こう思うものですから、この点について十分に論議されたと思いますけれども、その論議内容、どうしてこういうふうな基準を設けてやったのか、その点御説明ください。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 谷議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

議員御指摘の、既につけた方におきましては、特に今回策を設けていないわけですがけれども、これまでの経過の中で、上富良野町におきましては、全体として57%の設置率というふうになっておりますけれども、とりわけ高齢者におきましては、世帯におきまして今までに満たない2割を切っているという現状で、私どもとしましては、やはりこの多発しております住宅火災から高齢者を守るという観点から、この未設置の家庭に対しての制度というものを講じたという状況でございます。

設置された方に対してはという観点からも検討をいたしましたのですけれども、やはりいち早く、今回につきましては、未設置の高齢者世帯救済のためにも、火災住宅から守るという観点から進めさせていただきたいということで、提案を申し上げているところであります。

以上であります。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷 忠君） もう、全然説明になっていない。それは結果を言っているのであって、どういうわけでそういうことになったのかという、この説明を全然説明していない。だから、前段で申し上げたでしょう。過去にそういうことがあって、例えば麻疹の場合もあったでしょう。町が補助すると、発疹発生したときに、前段で、自己防衛のために設置した人もいます。それは対象外だと。だけど、それも救おうということで、償還払いをすぐ取り入れて、領収書あればよろしいですよ。それを救った経緯があるでしょう。それと整合性はどうかということ。

高齢者を火災から守ることはわかるのですよ。もちろん大切なことだし、それは理解しています。ただ、今回この対象が914戸でしょう。そのうち560世帯、見積もりをしている。外れた人は単純に計算すると354戸、こうなるでしょう。金額にしたら、6,000円にしたって、わずか212万円ですよ。前段でつけた人に半額助成しても110万円ぐらいでしょう。そういった面も考慮したかということも確認しているのであって、私はこれをだめだと言っているのではないのです。そういうことも十分行政としては配慮すべきではないかと、こういうふうに思っているの、再度、御答弁願います。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 4番谷議員の御質問に私の方からお答えさせていただきたいと思います。

この案件につきましては、委員会でも大分御意見

もいただきました。私どもも、今、議員のほうから御発言ありましたように、制度設計段階でいろいろな角度から議論をさせていただきました。この関係の法令については、平成16年に消防法等の改正によりまして、義務規定ということで一定期間の猶予を持って、この年の5月いっぱい、議員が言われるように、法定で義務を課されるということであり、6年余り、いろいろと長い期間の経過の中で、私どもとしてはもう少し設置率が高くなるのかなと思って見守ってきましたが、結果としましては担当課長のほうから申し上げましたように、全体的には5割程度ということであり、しかしながら、議員がおっしゃるように、火災で特に夜間、煙等で逃げおくれる、結果として尊い命を失うというケースが非常に多いということも私ども承知してまいりましたし、こういう現状ですと看過できないということでございまして、一定程度、高齢者を中心に対象を持って、全くついていない世帯については、これは何とかそういう備えをしていただく。それからもう一方、もう既についている世帯も5割程度ありますので、そういう実態を消防と十分議論しました。

ケースとしては、完備されているところもあります。ケースによっては、十分でないところもあります。これは家庭の中でございまして、各戸詳細には完全把握はされておられません、実態としては備えがされておりますけれども、十分でないものもあるのかなということが消防との間でクローズアップされてきましたので、私どもは消防との協議の中で、今後、5月いっぱいの中で、消防の機関としましても、査察をお願いするような形で全体をしっかりとフォローアップしたいと。全くついていない方については、先ほど申し上げましたように、町が今こういう新たな制度を構築していますので、そういう手続をしっかりとさせていただくような誘導もしたいと。それから、1個を想定してございまして、これはあくまでも備えをするための動機づけでございまして、その不足については、いわゆる自己負担をお願いしたいという形で、しっかりした現地の対応を考えているところであります。

それから、既についている方についても、先ほど申し上げましたように、いろいろなケースがあると思われまので、できる限り丁寧に査察の中でその実態を見せていただいて、それから、引き続き備えが必要なケースについては、そういう誘導を現地でしっかりとすることで、できるだけ、その不安……。

私どもは、そういうことを想定して、それで負担する側では、公費を持ってつけていただけたケース、それからそうではないケースがあると思ひます

が、負担の公平ということを私どもは重点に置くことでなく、不安感を解消するという点で公平を期したいということでございまして、繰り返しになりますけれども助成策を講じる、もしくは現地でしっかりした指導を持ってその備えを完備する、そういうレベルにしたいということで考えてございまして、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） まず、11ページの公用車の車両購入の関係です。

150万円ということで、軽自動車1台。目的は、高齢者、障がい者の見回り、巡回ということで理解をしておりますけれども、一応、24年度の更新の予定を前倒しということでございまして。それだけ、この目的に合った公用車の利用度が多いということで理解をしたいと思うのですけれども、問題は平成24年度以降、また新たに更新が来たからやるのか、それとも、それはそれで打ち切りということでの仕方なのか、その点を1点確認をしたいと思ひます。

それから、次、13ページの、今の同僚議員の関係でございまして。

それで、未設置率61%というのは、どういう根拠で出されたのかということで確認をしたいと思ひます。というのは、私が消防で確認をしたところ、昨年の11月から12月、市街地を中心にして戸別訪問をしたと。その段階で、4,735世帯を調査したところ、2,700世帯が設置をしていると。したがって、設置率は57.022%ということで報告を受けました。そうすると、未設置率43%になるのです。そうすると、この61%という根拠は、どういうところから出されたのかなという、言うなれば個別調査をしてされたのか。消防では、この57%の設置率については、今対象としているところのひとり暮らし、それから高齢者、生活保護というような形の区別は一切していないで、あくまでも個別訪問ということ。したがって、それらの61%の根拠というのをひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

それからもう1点、今、同僚議員がお話をした助成対象者の不公平感、これはもう絶対あるのです。私は、今、同僚議員と理事者のやりとりを聞いてみて、不十分な答弁だなと。言うなれば、私は助成対象者があって、適用除外があるのはいいけれども、あくまで、町民を同じ助成対象で公平に扱うべきでないかと。

それぞれ設置したこれらの生活保護、高齢者、それからひとり暮らしの方たちのお話を聞きますと、

金がないけれども、大変だけれども、危ない危ないと言うので、やはり火の周りの関係、十分確認ができないからつけたのだ、もしくは子供がつけてくれと言うんだ、いろいろなケースがあるのです。そうすると、今回、336万円のうちの210万円をこの交付金で充てられて、一般財源126万円ということになると、やはり私は不公平感をなくすために同じような形でやるか、もしくは若干減額してでもこういう助成対策を考えないといけないのではないかという気がいたします。

したがって、これらについても、設置義務はあるけれども罰則規定はないというこの消防法のざる法の一つ、典型的なものなのですけれども、ただ、私は上富良野町からそういうことで、万が一、そういう火災災害があって死傷者を出さないような、早く感知をするということであれば、今回、補助をするということはいいいことではございますけれども、事前に設置した人たちとの不公平感をなくすというようなことをびしと明らかにしていけないとだめではないかという気がいたしますので、その点お願いいたします。

それから、次13ページの共生型事業の施設整備補助の関係で3,000万円、町は通していくということではございますけれども、一つ私が確認したいのは、建物の持ち主との賃貸関係がどういうことになっているのか。それから、土地の貸借の関係がどうなっているのか。それから、もう一つは、施設整備ということではございますけれども、現実に内訳、建物改修等の経費ということで、我々全員協議会で資料13でされたけれども、中身が全然わからない。それから、面的整備についてもそうですね。3,000万円、平成23年度予算予定で、内訳、レストランの関係、パソコン、除雪機ということで3項目しかないのですけれども、これらに関しても全く中身が我々に感じてこないのです。今言う面的整備で言えば、レストラン103万5,000円、それからパソコン周辺機器整備124万5,000円、除雪機82万円ということであると、3,000万円の中身の内訳が全然見えてなくて、これは3,000万円ではなくて300万円ですね、そうしたら、この中身はわかりました。

もう一つ、あそこにこういう目標を持った整備をするということで、環境整備、特に東中公園がうっそうとした公園になっております。

それからもう一つ、あそこに貯水池のため池があります。あの関係も、特に住宅の前の周辺は、もうまるっきり何ともいいますが、ごみだめまでいかなければ、非常に悪い条件になっております。これらの関係はどういう形で整備をされていくのかとい

うとで、確認をしたいと思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 中村議員の高齢者の火災警報器の設置についての御質問にお答え申し上げます。

設置率であります。消防のデータによりますと、全町で57%とお聞きしているところであります。これまでの消防署との連携の中で、高齢者実態調査の該当65歳以上の方々でありますけれども、この方々の設置率を、部分的ではあったわけですが、消し込みをしていったときに、高齢者の設置率が平均よりもやはり低いと、設置率は39%程度ということで、残りのひとり暮らし、それから夫婦世帯の中で持ち家の方々を対象としまして、61%の設置を試算いたしまして、今回計上をさせていただいたということではあります。

それから、もう1点でございます。助成対象の範疇の中で、あくまでも今回は未設置を対象とした、この火災等から高齢者を守るという観点から、私どもとしまして、こういう形で提案をさせていただいたわけでございます。公平に扱うという観点ではどうなんだということではありますけれども、我々としては多発しております……。

議長（西村昭教君） 今の中村議員の不公平のやつは、暫時休憩を入れて協議をします。

それ以外について、土地と建物について。

建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 中村議員のニカラに関する作業所の関係で、まず、土地の貸借関係と環境整備について、所管部分ですので私の方からお答えいたしたいと思っております。

まず、土地の関係につきましては、この御存じのとおり、現在ある建物については、亡くなられました高橋氏の持ち家として、当時、家が建った形で土地改良区のほうから町へ寄附を受けた関係で、その建った土地の使用権を残したまま現在まで経過しております。

この建物については、現在、高橋美代子さんが、奥さんが引き続きお住まいだったのでございますけれども、この夏で既にもう退去されまして、今後使わないという予定の話をお聞いている状況にありました。その中で、ニカラのほうで、その後の利用について町のほうに協議が入ってきまして、その前後にいろいろ調整はしたのですけれども、まず建物自体は高橋氏の持ち物であります。これを、今の予定では、ニカラの作業所の代表であります二宮氏のほうから、聞くところによりますと、高橋さんのほうから無償で譲渡をされるということでお伺いしております。こ

の譲渡手続については、いろいろな助成金の関係、それから土地の利用の関係も含めて、それから議会で議決をいただかなければならない補助金の予算化の決定期日が微妙に関係しますので、日にちを合わせて、現在までの土地利用の貸借契約、それが終わり、それと現在までの高橋さんの土地の使用料の清算、その引き継ぎを行いました後、東中公園内の公園施設の一部占用という扱いで今後の利用を便宜供与をするという予定になっております。

あと、その建物が、現在古い建物ですので、作業所として利用できるようにということで、この3,000万円の共生型の助成金の中で高橋旧宅を改造致しまして、レストランと休憩スペース、それからもう1点、売店、レストラン系統の利用に供するように、今、改築計画を持っているようです。これは、特定の利用になりますので、改造になりますので、建築基準法に基づく確認申請が必要になりますので、そこら辺の手続も並行して進められているとお伺いしております。それらのいろいろな要素が期日を決めてきちんと切りかえなければならないという状況にありまして、具体的に言えば、本日議決をいただいた後、早々にその手続を具体的に着手する予定になってございます。

あと、環境整備の件、現状を十分ごらんいただいている議員もおられるかと思えますけれども、非常に荒れた状況になっております。これも当然のことながら、新しい作業所が6月オープンの目標として、現在、改装に着手したいという意向を持っておりますので、当然それにあわせていろいろな工事作業も行われます。それとあわせた形で、ほかの部分の公園としての機能を十分回復できるように、不要な樹木、倒木するおそれのある危険樹木などは早目に切り倒して、なおかつ既存の、高橋さんが心を込めて丹精を込めて育てておりました灌木類もたくさん生えております。それらも十分に勘案しながら、環境整備をあわせて、6月のオープン時に公園機能もあわせて整備したいと考えております。

以上です。

議長（西村昭教君） 暫時休憩いたします。

午前 9時47分 休憩

午前 9時57分 再開

議長（西村昭教君） それでは、会議を再開いたします。

先ほど、中村議員のほうから質問がありました高齢者世帯の報知器の件でありますけれども、あともう1点、車輛の件もありますが、理事者のほうに答弁をしていただきたいと思います。

最初に、総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 9番中村議員の公用車の車両の更新の関係、答弁漏れがございました。大変申しわけございません。公用車の管理を担当してございます総務課から御答弁を申し上げさせていただきます。

まず、本町で管理をしております公用車、非常に老朽化が進んでございまして、この5年間程度で集中的に、今、更新計画を実は持っているところであります。特に、環境に配慮した軽車両を中心とした整備を行っていかうということでやっているところであります。その中で、今回、保健福祉課で使用しております車両についても老朽化が激しいことから更新計画を持っているところであります。今回、住民生活に光りをそそぐ交付金等の要綱が示されましたところ、特に高齢者、あるいは障がい者等の巡回相談用の車両が交付金の対象となるということから、今現在そういう目的で使用している車両、これを更新することで一定程度の交付金が対象になることであるならば、今回1年前倒しをして更新しようということ計画したところであります。

議員の御質問にありました、24年に前倒しした場合に、その24年の計画のものをさらにどこかで前倒しをするのか、そのような観点の御質問かと思えますが、先ほど申し上げましたように、公用車全体の更新計画の中で、1台交付金の対象となったものも含めまして、全体の老朽化度を見ながら、場合によっては24年度も他の車の整備もあわせて検討をしているところであります。

以上であります。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 中村議員の火災警報器の関係について御説明を申し上げます。

他の議員のからも御意見をいただいていたように、もう既につけられている方についての町から金銭的な助成を講じるということが考えとしてございませぬので、公平感を欠くことにある面ではなるかと思えますが、繰り返しになりますけれども、安全のための備えを欠くことのないような、そういう環境を整えるのには未設置者への備えをするという、そういう限定をしてやることで考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 公用車のことについては一応理解をいたしますけれども、私はやっぱり高齢者、それから障がい者の巡回という度数は、高齢化率を考えていくと、なお頻度が高くなるのかなということで、前倒しをしながら、そうすると、今ある24年の公用車とそれから新たに購入する車両と、

2台を含めて、ほかのものと含めて活用していくということになると、それが高齢者、障がい者がふえていく傾向の中で、今度は1台になるということになると、私はちょっとそれらを憂慮するものですから、総務課長の言うように、全体の中で運用していくということであれば、そういうことで、万が一、十分活動ができないような条件は何とかなくしていただくということで、やっていただきたいと思います。

それから、次に高齢者の住宅火災警報器の関係です。

確かに今つけていない人ということでございますけれども、例えば、僕は未設置61%という、これは去年の高齢者の実態調査でしょう。実態調査は大体5月か6月ですね。そうすると、もう半年以上たっております。

したがって、従来、保健福祉課の予算の組み方が非常にずさんだということで、私も何回か言っておりますけれども、今回もこの率は非常に、未設置率61%というのは消防の調査等も含めれば、非常に未設置率が高過ぎるのではないかとというような気がいたします。これは最終的に申請等が出てきて幾ら設置したということで、また具体的になるかどうかと思います。

ただ、先ほどから同僚議員もおっしゃってありました、設置者と未設置者との不公平感、これは先般、住民会長会議の中でも若干出たようなお話で、二人の住民会長さんからもお話を聞きました。したがって、これらも含めて、やはり不公平感をなくすということになると、今持っている336万円を設置者と未設置者とを、条件を6,000円ではなくて下げるような方向、もしくは設置済みの皆さん方に対して、23年度予算にある面で考慮するというようなことができ得ないかどうか、その点を確認をいたしたいと思います。

現実の問題、未設置者にこういうことで6,000円ということになってきますと、最終的に設置者の皆さん方から、やはり我々は危険を感じたり、そういうものを除去するために早目につけたのだよということが、当然、我々に声が寄せられます。それであれば、議会は公平な感じで、町民にということが原則だろうと思います。そういうことで、それらの心配がありますので、この点も確認をいたしたいと思います。

それから、次に共生型事業の関係です。

建物に関しては、高橋さんからニカラに対して無償譲渡ということでわかりました。

それでもう1点、これらのことで土地の賃貸関係です。町が持っているので、一応、公園の一部とい

うことで利用を認めると。それで、万が一これがうまくいかなかったということになってくると、上の建物の体制がどうなるかということで、当然、これらについては運営者が撤去をするということが条件になってくると思いますので、その点も土地の賃貸契約の中では、これらも含めて入れていただくようお願いをいたしたいと思います。

それから、環境整備の関係で答弁をいただきました。6月オープンに向けて整備ということですが、あそこの出入りがオープンされると車両が多くなる、駐車場の関係ということになると、道路の関係と駐車場の整備の関係というのは当然出てくると思います。それで、駐車場のスペースはあそこにはないのです。そうすると、隣地から借用するかどうかはわかりませんが、いずれにしても、これはなないるニカラのほうでそれらの体制をとるのか、町として設置を認めてこういうことでやるということだから、町として考えていくのか、その点を確認をいたしたいと思いますので、お願いいたします。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 今、9番中村議員から御説明があった件についてお答えいたします。

まず、土地の賃貸借というお言葉が出ていましたけれども、現時点では賃貸借という、当時、東中土地改良区のほうから家つきで町へ譲渡されたときの譲渡条件、寄附条件がありまして、その関係で土地は賃貸借という扱いで現時点ではなっております。

これが、今後、居住という条件がなくなって、一般の建物としての扱いをできることになりましたので、今後の扱いについては都市公園法に基づく規定によりまして、公園の一部について、公園施設を設置する申請許可の措置として扱っていく予定となっております。この際、法律にも記載されておりますし、法律を受けた町の条例の扱いの中でも明記してございますけれども、申請に対する使用の許可の条件として、大きくまず使用期間、許可を与える期間については10年を越えないという大原則が法律に規定されてございます。ただ、この更新については、さらに10年を越えない範囲で更新をすることができるという制度になっておりまして、当面につきましては、10年間の申請をいただいて許可をできるのかなという予定を持っております。

その際の許可条件として、いろいろな条件を付すことができるということで、これも法定されておりまして、現在予定しているのは、まず撤去するというのは大原則でございます。使用が終わったとき、もしくは許可を取り消したときについては、原状復帰、この原状の原は原の原、復帰ということで、更

地にするという条件で許可する予定となっております。

あと、駐車場の件、この駐車場の要件につきましては、この土地の建物を公園施設として貸すという条件でしか許可を考えておりません。当然に、現時点でも駐車場スペースがございませんので、ニカラ側としては隣接する農家宅地を借り受けて、独自の駐車場を運用するという予定を聞いてございます。

当然に、先ほど出ました申請許可に際して、ニカラ側で設置する駐車場が東中公園を利用する方の駐車場に使われるおそれがあります。それを見張っているわけにはいきませんので、申請に対する許可条件として、東中公園を利用する方がニカラ側で準備した設置した施設を利用することについて、阻止しないといいますが、許容するという要件をつけようということでご考えてございます。

あと、現在の建物が建っている場所を管理区域として、今のところ300平米ほどを申請を出してくるのかなという、土地の使用面積ですけれども、予測してございますけれども、その土地を通して公園の奥側の休憩スペースとかあずまやがありますので、そこに通り抜ける際に通り抜けを供用してもらおうと、それも条件として入れようかと思っています。いわゆる完全占有ではなくて、公園の一部として管理区域と建物の底地部分としてお貸ししますけれども、通り抜けとか公園全体の利用を阻害しないという条件づけを今のところ考えてございます。

駐車場の設置についてはニカラ自身が行う。それから、町道18号道路から奥まっておりますので、三、四十メートルたしかあるかなと思いますけれども、その通路部分についても、ニカラが現状で使うという予測をしているようですけれども、もし町側に何らかの共同の改善などが持ち込まれますと、その時点で改めて考える予定としております。現時点では、ニカラ側から道路の侵入、道路の関係については特にお聞きしてございません。

以上です。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の高齢者の世帯におきます火災警報器に設置についての公平感等についての考え方について、私の思いをお答えさせていただきたいと思いますが、さまざま御意見をお聞きしておりました。

確かに公平感を維持する、保つという手法といたしましては、金銭をもって平等を確保すると、そういうことも公平化という価値観をとらえる一つの方法であることは、これはもう一般的にそのとおりだと思います。しかし、行政を預かる、町民皆さん方の安心・安全を預かる私どもの立場といたしまして

は、やはり間近に迫っております法定設置の期日を間近に迎えている中で、町民が、特に生活弱者と言われる方々において、警報器が未設置がゆえに痛ましい悲しい事故が起きる可能性があるとするれば、これを解消して、そして全町民が安心して安全に暮らせる、そういう町の環境を整備することのほうが、私としては、むしろこういう事案については、町としての公平を保つという価値観も十分あるというふうに思います。

そういう観点から、このたびの火災警報器の設置につきましては、現在まで自助努力で設置をされております方については、そういう御理解のもとに設置をいただいておりますし、未設置の方につきましては、まさに行政が手を差し伸べて、皆さんと安心・安全を共有していただき、そして広くは上富良野町民が安全に暮らせるような環境を整えていくことが、金銭を持って平等を確保するというを超えて、私は町全体としての公平、暮らしに対しての公平を確保することになるというふうに考えておりますので、これは議会の皆さん方、あるいは町民の皆さん方に十分御理解いただけることだというふうに考えております。

また、類似したことも過去にもあった、具体的に御説明はできないにいたしましても、こういうことに類したことは過去にもあったような記憶もありますし、また、今後におきましても、いろいろ町民の安心・安全をしっかりと担保していくために、行政が手を差し伸べていかなければならないことは今後もあり得ると思いますので、そういう私の思いを持って今回提案させていただいているということで、ぜひ御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） まず、共生型事業の関係でお尋ねをしたいと思います。

駐車場はニカラが行う。それから、道路も原状の通路としてということでは、これもニカラのほうでそのまま使うというようなお話でございました。

しかし、実際に今度は公園が整備されれば、公園に来る人ということの通路の関係ということで、もし、できれば通路を町として何とかしてくれないかというようなことが出された場合どうなのかなという気がいたします。それで、せっかくこういう共生型事業ということで、かつてない事業展開をしようということになると、施設のほうも当然ですけれども、環境についてもやはり配慮していくということで、公園が整備されれば、それに基づき、またあそこに来る方もいらっしゃるかもしれませんが、したがって、道路の関係は、もしそういうことの要望があればというのは、非常にあそこ両方草が生えて、

私も何回か行っていますし、今回、高橋さんが譲渡される、11月にあそこの中のを、新聞や何かも出したいというようなこともありまして、老人クラブ連合会の人たちと、それから私は高橋寅吉さんが郷土をさぐる会、いろいろなこともやっておられたので、本や何かも相当数あるというようにお聞きしまして、その整理に伺った経過の中で、当然、駐車場もそれから道路も非常に狭い状況と、環境が悪いということなので、もし、そういう関係で、道路の関係も、我々公園を通るということを含めて要望があれば、それらの配慮についてもお願いをしたいという気持ちを持っております。

それから、高齢者の関係で町長からありました。いずれにしても、危険を、そういう状況を何とかなくすということでの関係ということで、そういう観点で今度の補助ということでございますけれども、つけた人とかからは先ほど申し上げた意見も出てくる。それからもう一つは、この助成対象の世帯だけれども、今、寝室につけてあったと。しかし、その寝室にあるものはないということで、台所につけたいというようなことがあったらどうするのだということも、ある住民会長から問われました。そうすると、そのうちの中の個々のケースを全部査察をした段階で調査をするのかというようなこともどうなのでしょうということでも問われたけれども、それについては、今後、町が申請に基づいて対象要件を審査してということになるということではお話をしましたけれども、いろいろなケースが考えられます。そうすると、最低1個は既存につけた人も、それから新たにつける人も同じ条件をということでは、先ほど同僚議員も私も同じ立場でやっております。したがって、何とかそういうことが23年度予算の中でできないのかどうかということですが、今、同僚議員の質問で副町長、それから、ただいま私の質問に対しては町長から答弁がありましたけれども、私はやはり公平性ということを考えれば、何とかそれらの対処についてもお考えをいただきたい。それから考えていくべきだということ強く要望しておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 9番中村議員の御質問にお答えいたします。

議員からおっしゃられたとおり、東中公園の利用環境につきましては、現在まで入り口部分に高橋宅があるということで、なかなか車が奥まで入って利用するという、そのような利用形態がなかった関係で、車道としての通路機能が現在ございません。当然に駐車場も現在ございませんが、今般の共生型施設の整備で車による出入り、それから、町外からの

利用者なども当然な来客として迎えなければならない状況が考えられます。

恐らくは、ニカラ側からもそれらの状況、来客数がふえるにしたがって現在の侵入口が不便だということが明確になりますし、町側でもこのままでいいのかなというところも持っておりますので、要望が具体化した時点で双方で話し合いの上、最も適切な形で対応をしていきたいと考えてございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 中村議員のほうから御発言がありました件につきましては、向山町長から基本的な考え方、改めてこの場で述べられましたので、私どもは町長の考え方に沿ってそれぞれ取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

議長（西村昭教君） ほかに御質問ございませんか。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 10ページ、11ページの防災行政無線電話の応答装置、2回線設けるというお話でございますけれども、非常にいいことかなということですが、ちょっと疑問というか、知りたいのは、これはどのように周知徹底するのかということで、町民、あるいは全国におられる町民の親族だとか知人だとか、あるいは一般の方に対して上富良野はこういうものを設けたよということ周知徹底しないと宝の持ち腐れになりますよね。町としてどのようにしようと考えているのかをお聞きしたいというふうに思います。

2点目でありますけれども、20ページからの教育費の関係でございますけれども、先般、委員会、あるいは全員協議会のほうでもお聞きしたところなのですけれども、分館だとか会館とか集会所いろいろあります。全般確認したら、長期的な修繕計画とか、あるいは新築等を含めたそういった計画はないというお話でございました。やはり、今どういう状況にあるのかの現状をしっかりと把握して、やはり将来に向かった対策というものを講じる必要があることは、これは極めて至極当然なことだと思うのです。そういった計画等をつくっていただきたいということです。つくるのであれば、いつごろまでにつくるのか。

先般お聞きしたのは、12の分館と公民館のお話を聞いたのですけれども、また、しらかば会館とか東明とか会館も集会所もありますよね。そういったものは、もうあるかもしれませんが、ないとお聞きしているのです。そういったものをどのようにしてつくっていくのか、いつまでつくるとかということ

しっかりお聞きしたいというふうに思います。

3つ目でありませけれども、23ページです、社会教育費のほうですけれども、学校の図書ですか、主たる購入希望品目というふうに書いてありますけれども、要するに学校側に対して希望調査をとって、こういったものを買いたいというのを吸い上げてやったと思うのですけれども、歴史の図書とか、これは非常に大事だと思うのです。特に私は、近現代の歴史というのは非常に大事だというふうに思っていますけれども、こういったものを買う。あるいは、道徳とかの図書ですね、こういったものもそろえて道徳心や情操を育てるようにしたいというねらいは非常に私も賛成であります。

この小学校、中学校の欄を見てみますと、学校図書12セットとかいろいろ書いてございますが、そもそもセットというのはどういうものを含めてセットなのか、それをまずお聞きしたい。そのセットの中身を当然見ておられると思うのですけれども。

それで、学校図書を希望されていない小学校が2校ございますね。これは非常に疑問を持ちました。もう既にそろえているから希望をしていないのか、あるいは、セットをほかのところが希望していますよね。希望しているのは、あるけれどもさらに拡充しようと思って希望しているのか、そういったところを含めてお聞きしたいと思います。この趣旨は、道徳教育をするというための図書を購入するというのは、非常に私も賛成であります。お年寄りを大事にするとか、あるいは目上の人を尊敬するとかということが、近年、日本の社会ではだんだん薄れてきていると思いますので、こういったものやっていくというのは非常に大事なことでありますので、私が感じた疑問点についてお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 防災担当課長、答弁。

防災担当課長（伊藤芳昭君） 6番今村議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、上富良野町の防災無線の関係でございますけれども、周知方法でございますけれども、この部分は、今、議員がおっしゃったとおり、まず手法としては防災無線もあるだろうし、また、町の広報紙等で記載をしまして周知をしたい。そして、町外にいる親族の方々については、やはり一人一人、町のほうから周知するのはちょっと難しいというような気がしておりますので、広報紙にその旨、町のほうから別紙お知らせみたいな形で周知をして、遠方の方に周知をしていきたいと、このように考えております。

私のほうからは、以上でございます。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（服部久和君） 6番今村議員の2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目につきましては、分館、会館の建設、修繕の計画に対する御質問でございますけれども、先日もお話をさせていただいたところでありますけれども、まず、現状の把握については年に1度、各分館を教育長ほか担当、私で随時施設を見て修繕の対応を図るべく、悪いところがあれば修繕するというので、次年度に向けてその予算の要求を適時進めているところであります。

その中で、大型の修繕などについては、現状のところ必要がないのかなど。今回、トイレ等の改修をする計画を持ったのは、その現場を見てひどいなということから、今回、トイレ等の改修を早急に行わなければならないということで対応を図ったところであります。

あと、建設の部分の計画につきましても、現状のところ実施計画、御存じのとおり5カ年間でございます。5カ年間の中では、とりあえずその計画を持って対応しなければならないという認識は持っていないことから、それらの計画を持っていないところでありますけれども、今後において、その必要性が出てきたときには、当然建設計画なりを持って御協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の学校図書等の購入についてでございますけれども、まず、セットの関係でございますけれども、例えば道徳の関係でありましたら1セットということで32枚程度のセットものがあったり、あと物語、例えば世界の偉人シリーズとかという部分であれば、5冊で1セットだとか、その1セットという部分、冊数や何かはそれぞれ違ってきているわけなのですけれども、そういう意味で、シリーズもののようなものをセットということで表現させていただいております。

あと、図書を希望していない学校があるというお話についてなのですけれども、これについても図書の充足率の部分、それぞれ学校で判断しておりますので、充足率の低いところは、今回、図書の購入ということで出ておりますし、充足率があるところについては、図書については購入せずに、必要に応じて視聴覚教材の購入を予定しているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） まず、防災行政無線の関係ですけれども、本当に徹底するというのは非常に難しいと思うのです。だから町民に何らかの手段でお



知らせをして、あと、親戚縁者、友人、いろいろ町民に任せるといふ手もあると思うのです。ただ、その意図を明確にする必要があると思うのです。町民としては町がやってくれるだろうと思っていたら、そういう行動を起こしませんよね。町はここまでできないから、一人一人が親戚縁者等にはやってくれというその意図も徹底するというのは大事だと思いますので、そこをひとつよろしくお願いしたいと思います。

あと、分館等のお話でございますけれども、必要に応じて今後つくるという話でありますけれども、これは必要は絶対あると思うのですよね、逐次古くなっていきますから。5カ年計画等もないのであれば、やはりこういったものをつくっていく必要があると思うのです。修繕の実績表というのがありますよね。こういったものを行ったという表だけではなくて、予算の関係もありますけれども、今後、現状を把握したらこういうことをやっていこうという、そういうものはやはり必要なのではないかなと。あることによって、それぞれの会館とか分館のある地区の住民の方が、今はまだやってもらえないのだなと我慢もできると思う。あるいは、希望も持てると思うのです。そういったものすらない、その都度その都度であれば非常に諸所の問題が出てくると思いますので、やっぱり必要なのではないかと思います。

あとは、図書のお話でありますけれども、現状もこれは把握しておくことが必要なのではないですか。希望をとってやると。任せるといふことももちろん大事だと思いますけれども、あの中学校、あの中学校には今こういったものがあって、ここが足りないという、そういったものをしっかりと把握していて、初めて希望調査をとって、その希望を認めるかどうかということが出てくるのではないですか。何もわからないところで、ただ希望だけ認めているのであれば、これはだれでもできる話。しっかり現状を把握して、足りないところは指導ということも必要だと思うのです。こういったところ、いかがでしょう。

議長（西村昭教君） 防災担当課長、答弁。

防災担当課長（伊藤芳昭君） 6番今村議員の御質問にお答えを申し上げます。

防災無線の関係でございますけれども、私、先ほど、周知の仕方、防災無線、また広報紙という答弁をさせていただきましたけれども、これは今、議員御指摘のとおり、やはり町では最小限、この2点しか多分周知できるものはないと思っております。それで、遠方にいらっしゃる方につきましては、町では情報を流させていただきますので、個々は情報流していただきまして管理運営をしていただきたい

と、このように考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（服部久和君） 6番今村議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、分館関係の修繕等についてでございますけれども、私、先ほど若干お話を抜かした部分がございます。屋根とか壁とかの基本的な部分の塗装については一定年数が来たら対応するというので、分館を管理する分館長には、ここの施設であれば10年、例えば壁をやります、屋根の塗装をしますということで、そういう形で住民会の方々のほうにはお話して、そういう部分の不安については解消するように図っているところでございます。

2点目の図書の関係でございますけれども、現状の把握については、当然、教育委員会としてはさせていただいております。今回の部分につきましては、特に交付金があるということで臨時的な対応ということから、多くものが視聴覚教材であるDVDを中心に、その整備を図っているところでございます。

あと、当初予算の中でも、当然、図書の購入費は計画的に購入を図っていく体制となっておりますので、それらのことから計画的に図書等の整備、何が足りないのか、何が要らないのかということで、今後も対応を図っていく予定でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 先ほどの10ページ、11ページの防災の絡みで、関連でちょっとお尋ねしたいのですが、この事業、再度聞けるということで、特にお悔やみあたりはいいのかなと思っておりますけれども、ただ最近、防災無線そのものが入っていない家庭があると聞いたので、そこら辺ちょっと確認したいというふうになっております。

実は、私、息子の嫁さんとこの間ちょっと話をしているうちに、防災の話をしたときに、学校の父兄の友達あたりによく会うと、防災が入っていないから町の情報がわからないという人が結構何人もいるというのです。そこら辺、定期的にそういうふうな確認をとっているのかということと、たまたま引越したときに、それはどういうふうな対応をしているのか、ちょっと聞きたいと思っております。

議長（西村昭教君） 防災担当課長、答弁。

防災担当課長（伊藤芳昭君） 11番渡部議員の御質問にお答えを申し上げます。

防災無線の関係でございますけれども、これは私どもも1軒1軒、お宅の防災無線入っていますかという確認はしておりません。それで、実際役場のほうに、最近防災無線の感度が悪いですとか、聞こえが悪いですとか、そういう問い合わせがあることについては、うちの職員が出向きまして防災無線のチェックをいたしまして、うちの役場で職員が修理可能な分については傍聴できるように修理をしております。そして、できないものにつきましては専門業者をお願いしまして、そういう工夫はしておりますけれども、入っていないというのはちょっとうちのほうは、住民票のある方は管理をしておりますけれども、そうでない方については管理をしていないということでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） そこら辺、徹底して、町内会に要請するか何かして調べてもらうかして、やっぱり徹底したほうがいいのかなと思うのです。そこら辺、私もちょっとわからないので聞きたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 11番渡部議員の御質問に私のほうから回答させていただきますが、まず、防災無線については、ついていない家庭がないように町といたしましては住民票で管理をしております。

基本的には、例えば、上富良野町を離れるような転出者については転出届が出てまいりますので、その場合には撤去をします。あと、転入があった場合には、そこに当然設置をします。あと、町内同士で転居があった場合にも、同様の措置を行っております。

ただ、上富良野町の中には、住民票と違う場所に何かの都合があったり、いろいろなケースがあると思いますが、そのようなケースのときには町としてもとらえようがないので、そういうところには一部ついていないところも存在するのかなというふうには思いますが、いずれにいたしましても上富良野町といたしましては、防災無線がついていない家庭があるということがないような体制を万全を期してございますので、もしも渡辺議員のお知り合いでそういう方がおられましたら、ぜひ御一報をいただければというふうに考えてございます。

以上であります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 19ページを開いていただきたいのですが、簡易舗装整備の問題ですが、簡易

舗装の優先順位です、これは行政調査に基づいて決められているのか、また、地域住民の要請によって行われているのか。当然、水道管の布設がえなどと連動していると思いますが、その辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 7番の一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

優先順位ですけれども、まず、私ども職員で現地を見ます。それで、ひどいという箇所の順位をつけます。それから、住民会長、町内会長に言ってきます。その点につきましても、一応、現地を全部見まして、それから優先順位を決めて執行している状況でございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 今後の簡易舗装の整備予定がもしございましたら、後日でよろしいのですけれども、資料の提供をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたしたいと思っております。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第2号

議長（西村昭教君） 日程第4 議案第2号平成22年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第2号平成22年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）の補正の要旨につきまして御説明申し上げます。

今般の補正につきましては、国の地域活性化交付金のうち、きめ細やかな臨時交付金を財源とする事業の一環として、町道の簡易舗装整備と並行して6路線、723メートルについて老朽水道管の布設がえを行うものです。

この財源として、一般会計からの負担金1,000万円を受け、予定工事費1,250万円を支出補

正するものです。なお、不足する財源250万円は過年度分損益勘定留保資金から充当するもので、また、施工につきましては4月以降になりますので、公営企業法に基づき、改めて繰越明許計算書により御報告いたします。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第2号平成22年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)。

総則。

第1条。

平成22年度上富良野町の水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条。

予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,146万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,146万1,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,396万1,000円は過年度分損益勘定留保資金9,396万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、款ごとの補正額のみ申し上げます。

収入。第1款資本的収入1,000万円。

支出。第1款資本的支出1,250万円。

次ページ以降につきましては、先に御高覧いただいていることから、説明を省略させていただきます。

以上で、補正予算の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 閉 会 宣 告

議長(西村昭教君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成23年第2回上富良野町議会臨時

会を閉会といたします。

午前10時49分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成23年 1月31日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 和 田 昭 彦

署名議員 渡 部 洋 己